

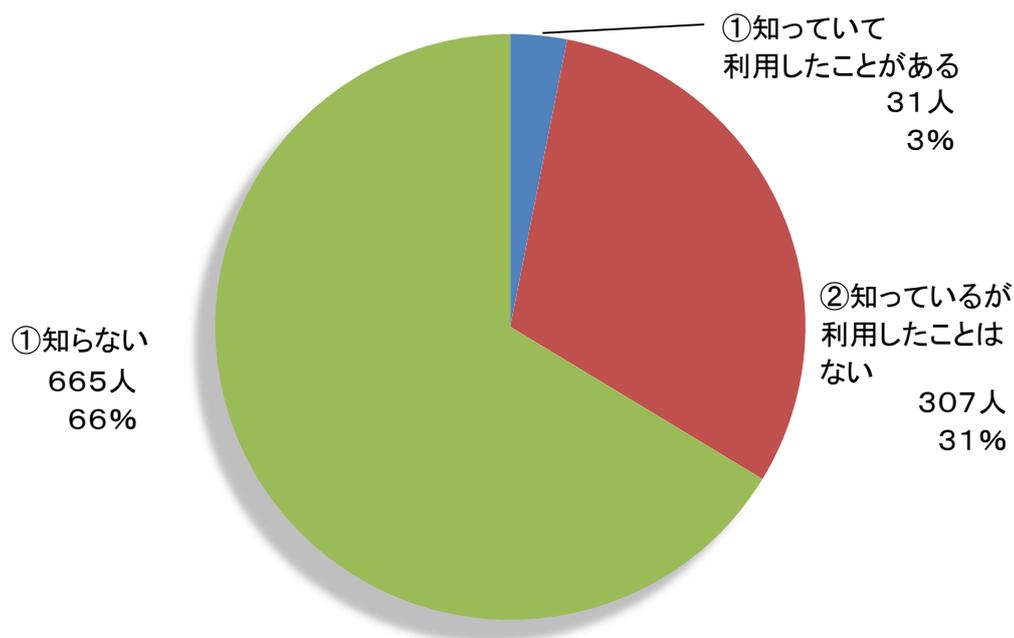
## 「県民の声ミニアンケート」の結果

(令和3年8月実施)

**Q** 最寄りの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いする全国共通の電話番号、消費者ホットライン「188（いやや）」を知っていますか。

**A** 回答結果（有効回答数1,003人）

回 答 項 目	回答数(人)
① <span style="color: blue;">■</span> 知っていて利用したことがある	31
② <span style="color: red;">■</span> 知っているが利用したことはない	307
③ <span style="color: green;">■</span> 知らない	665



### 困ったときには「188（局番なし）」に電話を！

「悪質商法等による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。（通話料金がかかります。相談は無料です。）

問い合わせ先：消費生活課 電話 024-521-7736

リンク先 消費者庁 「消費者ホットライン」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/hotline/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/)